

● 請願・陳情

請願・陳情は、市民の皆さんのお意見や要望を直接市政に反映させるための大切な制度です。市政に対して意見や要望があるときは、市議会に直接、請願や陳情を提出することができます。請願を提出するときは、紹介議員（その請願に賛成の立場をとる議員の署名）が必要ですが、陳情は市議会議員の紹介がなくても提出することができます。

請願・陳情の流れ（だれでも請願・陳情することができます）

請
願
者

陳
情
者

紹
介
議
員

※市議会議員の紹介は必要ありません

請
願
の
提
出

陳
情
の
提
出

※個人情報取扱申出書提出

議長（議会事務局）が受理します

議長が委員会に付託します

委員長が内容を精査し取扱いを決定

委員会で審査します

提出があったことを全議員に知らせるとともに委員会で協議します（回付）

審査結果を本会議に報告します

※個人情報取扱申出書提出

本会議で採決します

提出があったことを全議員に知らせます

採択された請願は市へ送付します